

## 2022年度の週間計画における指定時刻の指定及び公表について

2021年10月27日  
電力広域的運営推進機関

本機関は、送配電等業務指針附則（令和3年6月24日）第1条第2項の規定により改正（令和4年4月1日施行）後の送配電等業務指針別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4に規定する、週間計画（翌週、翌々週）における「本機関が指定する2点の時刻」について、2022年度の週間計画における指定時刻を、最大需要発生時、最小予備率発生時の2点の時刻として月ごとに指定しましたので、下記のとおり公表いたします。

### 記

#### 1. 2022年度の週間計画における指定時刻

表1 北海道から九州エリアまでの指定時刻（30分コマ）

月	最大需要時	最小予備率時	平日	土曜	日祝	月	最大需要時	最小予備率時	平日	土曜	日祝	月	前半	最大需要時	最小予備率時	平日	土曜	日祝
			38	39	39				8月	29	28					38	12月	36
4月	38	38	39	39	39	8月	34	38	38	38	38	12月	後半	19	37	37	37	37
5月	23	38	39	39	39	9月	29	24	38	38	38	1月	最大需要時	19	37	38	38	38
	38	39	39	39	39		29	37	37	37	37		最小予備率時	37	37	38	38	38
	38	39	39	39	39	9月	37	37	37	37	37	1月	最大需要時	19	38	38	38	38
	38	39	39	39	39		36	37	37	37	37		最小予備率時	37	38	38	38	38
6月	29	38	39	39	39	10月	29	37	37	37	37	2月	最大需要時	19	38	38	38	38
	38	39	39	39	39		36	37	37	37	37		最小予備率時	37	38	38	38	38
	38	39	39	39	39	10月	36	37	37	37	37	2月	最大需要時	19	38	38	38	38
	38	39	39	39	39		36	37	37	37	37		最小予備率時	37	38	38	38	38
7月	29	34	39	39	39	11月	36	37	37	37	37	3月	最大需要時	20	38	38	38	38
	34	39	39	39	39		36	37	37	37	37		最小予備率時	38	38	38	38	38
	34	39	39	39	39	11月	36	37	37	37	37	3月	最大需要時	20	38	38	38	38
	34	39	39	39	39		36	37	37	37	37		最小予備率時	38	38	38	38	38

表2 沖縄エリアの指定時刻（30分コマ）

月	最大需要時	最小予備率時	平日	土曜	日祝	月	最大需要時	最小予備率時	平日	土曜	日祝	月	前半	最大需要時	最小予備率時	平日	土曜	日祝
			39	39	40				8月	24	28					40	12月	38
4月	39	39	39 <td>40</td> <td>40</td> <td>8月</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>12月</td> <td>後半</td> <td>39</td> <td>38</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td>	40	40	8月	40	40	40	40	40	12月	後半	39	38	39	39	39
5月	24	40	40	41	41	9月	25	23	40	40	40	1月	最大需要時	39	39	39	39	39
	40	40	40	41	41		40	40	40	40	40		最小予備率時	39	39	39	39	39
	40	40	40	41	41	9月	25	25	40	40	40	1月	最大需要時	39	39	39	39	39
	40	40	40	41	41		39	40	40	40	40		最小予備率時	39	39	39	39	39
6月	29	41	41	41	41	10月	29	25	39	39	39	2月	最大需要時	40	39	40	40	40
	41	41	41	41	41		39	39	39	39	39		最小予備率時	39	39	40	40	40
	41	41	41	41	41	10月	25	24	39	39	39	2月	最大需要時	40	39	40	40	40
	41	41	41	41	41		39	39	39	39	39		最小予備率時	39	39	40	40	40
7月	31	41	40	40	40	11月	38	38	39	39	39	3月	最大需要時	40	40	40	40	40
	41	40	40	40	40		38	38	39	39	39		最小予備率時	40	40	40	40	40
	41	40	40	40	40	11月	38	38	39	39	39	3月	最大需要時	40	40	40	40	40
	41	40	40	40	40		38	38	39	39	39		最小予備率時	40	40	40	40	40

※1 前半とは1～15日、後半とは16日以降を示す。

※2 表中の数字はコマ数を表す（「1」は0:00～0:30、「38」は18:30～19:00のコマを表す）

以上

<参考>

送配電等業務指針附則（令和3年6月24日）第1条第2項の規定により改正（令和4年4月1日施行）後の送配電等業務指針別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要 計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
	調達 計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の調 達分の計画値	30分ごとの 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値
	販売 計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の販 売分の計画値	30分ごとの 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	
提出内容	発電 計画	各月平休日別の 販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 供給電力	各週平休日別の 販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 供給電力	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の供 給電力	30分ごとの 供給電力量	30分ごとの 供給電力量
	販売 計画	各月平休日別の 販売電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 販売電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の販 売電力	30分ごとの 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値
	調達 計画	各月平休日別の 販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の調 達分の計画値	30分ごとの 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値	

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	供給区域の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	翌日の30分ごとの需要電力量	当日の30分ごとの需要電力量
供給区域調整力	供給区域供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
	供給区域予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力
	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)

(※) 提出日が休業日の場合も含む。